### 第21回大仙市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和7年2月7日(金曜日) 午前10時~午前11時23分
- 2 場所 神岡農村環境改善センター
- 3 委員定数 24名
- 4 出席委員(21名)

1番 鈴木 正雄 2番 佐藤 洋悦 3番 佐藤 吉男 4番 佐藤 学 6番 本間 隆喜 7番 齋藤 正宏 8番 伊藤 悟 9番 玉井 慎太郎 10番 小笠原 喜悦 11番 長澤 信徳 12番 髙川 吉昭 14番 髙橋 勝範 15番 佐藤 敏光 16番 桜田 友子 17番 渡邊 敏雄 18番 泉 芳博 19番 竹原 まゆみ 20番 小松 伸一 21番 鈴木 靖浩 22番 茂木 靖雄

- 23番 田村 誠市
- 5 欠席委員(3名)

5番 信田 浩則 13番 伊藤 又工門 24番 細谷 精悦

6 出席した農地利用最適化推進委員(4名)

 大曲地域
 草薙
 節雄

 協和地域
 橋本
 光穂

 南外地域
 佐々木
 茂治

 太田地域
 谷口
 彰

大曲分室

7 出席した職員

参与事務局 事務局長 山本 聡

課長待遇 藤原 千鶴

主幹高橋慎

 副 主 幹
 黒澤
 美咲

 主
 査
 加藤
 卓志

主 任 伊藤 圭吾

西仙北分室 主 事 井上 紗喜乃

中仙分室 主 幹 藤川 美由紀 戸島 廣憲 主 協和分室 査 主 事 南外分室 仲村 大地 仙北分室 主 任 伊藤 久子 太田分室 倉田 康弘 主 幹

## 8 議事録署名委員

2番 佐藤 洋悦 23番 田村 誠市

事務局長

おはようございます。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会に ご出席いただき誠にありがとうございます。本日、欠席の届け出が、5番、信田浩則委員、 13番、伊藤又工門委員から出ております。さらに細谷会長も所用のため欠席となりましたの で、本日の議長は鈴木代理から務めていただくこととなります。よろしくお願いいたします。 また、本日は総会終了後に農業者年金加入推進活動打合せ会を予定しておりますので、スムー ズな進行にご協力をお願いいたします。農業者年金加入推進部長の皆様におかれましては、引 き続きお付き合いいただきますようお願い申し上げます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第21回大仙市農業委員会総会を開催いたします。 (午前10時 開会)

はじめに鈴木会長職務代理者からご挨拶を頂戴いたします。

鈴木正雄会長 職務代理者 (会長職務代理者挨拶)

事務局長

ありがとうございました。会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は21名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、前回1月10日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に 配付しております第21回総会までの業務報告書をご覧願います。

1月10日に「第20回農業委員会総会」を委員24名、推進委員28名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにて開催しております。さらに終了後には、グランドパレス川端に移動して新春懇談会を開催しております。委員23名、推進委員18名の出席をいただいております。

1月22日、23日には、全国農業担い手サミットが佐賀県で開催され、会長が参加されております。全体会はSAGAアリーナで行われ、地域交流会は中山牧場等を視察されております。

1月30日には、広報専門委員会を委員6名の出席をいただき、神岡庁舎において開催しております。4月1日発行の農業委員会だより第28号の掲載記事等についてご協議いただいております。

2月3日、4日には、秋田県都市農業委員会会長会先進地視察研修が実施され、鈴木代理と 私が参加しております。青森県黒石市の有機農業、スマート農業を実践している株式会社アグ リーンハートと弘前市のりんご高密植栽培を推進する弘果総合研究開発株式会社を視察してお ります。

その他の業務につきましては、配付資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。以上で主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長職務代理者にお願いいたします。

議長

本日の会議を開会します。はじめに議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、23番、田村誠市委員、2番、佐藤洋悦委員の両名を議事録署名委員に指 名いたします。

議長

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

# 令和7年2月7日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

議案第1号、案件1番を議題とします。

本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参 与

1ページ、1番をご覧ください。農地の所在は内小友〇〇〇〇〇番、地目が田、面積が〇〇平方メートル外、田4筆、合計5筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。横手市の農地と交換による所有権移転です。横手市の農地は横手市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、外4筆、合計面積、〇〇〇平方メートルです。譲渡人は、横手市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん63歳です。譲受人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇○さん72歳です。

申請理由につきまして、譲渡人と譲受人の所有農地を互いに耕作しておりましたが、この度、自作地相互の交換の話がまとまったものです。

この案件は、農地法第3条の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

○○番、○○委員の入場を求めます。

(○○委員入場)

議長

次に、議案第1号の案件2番を議題とします。本案件は、○○番、○○○○委員の関係議案 につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参 与

この案件は、農地法第3条の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。 本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。 〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。 (〇〇委員入場)

議長

次に、議案第1号、案件3番から14番までを議題とします。事務局の説明を求めます。

参与

2ページ、3番をご覧ください。農地の所在は四ツ屋 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 、地目が畑、面積が $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 平方メートル、1筆です。売買による所有権移転です。譲渡人は、秋田市 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$   $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  さん85歳です。譲受人は、岩手県 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  さん74歳です。売買金額は、総額 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円、10アール当たりに割り返しますと約 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円です。

申請理由につきましては、譲受人である○○さんの弟が受委託により耕作しておりましたが、死亡したことにより兄である○○さんが耕作を請け負っておりました。譲渡人の○○さんが農地を手放したいと考え、○○さんに相談したところ売買に至ったものです。なお、譲受人の○○さんは岩手県在住者ですが、○○○○委員からは通作距離や畑であることを鑑み売買は可能であるとのご意見をいただいております。

参 与

8ページ、6番をご覧ください。農地の所在は大曲〇〇〇〇、地目が畑、面積が〇〇〇平方メートル、1筆です。贈与による所有権移転です。譲渡人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん62歳です。貸付人と借受人の関係は親子ですが別世帯のため借受人の経営面積はありません。

申請理由につきましては、当該農地は譲受人の宅地に隣接しており、家庭菜園として利用したいことから、父親の〇〇さんから贈与するものです。

参 与

次に、9ページ、8番をご説明します。農地の所在は、鑓見内〇〇〇〇〇番、地目が田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田2筆、計3筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。新規の使用貸借権の設定です。貸付人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん65歳です。借受人は、同住所の〇〇〇〇さん37歳です。貸付人と借受人の関係は親子ですが、別世帯のため借受人の経営面積はありません。

申請理由としまして、○○○○さんは現在、東部新規就農者研修施設で研修しており令和7年度から経営開始資金の給付を受けて新規就農予定です。営農するにあたり、父の所有する農地を使用貸借契約するもので、設定期間は3年です。当該農地にはそら豆とブロッコリーを作付する計画です。

参与

続きまして、10ページ、13番をご説明いたします。農地の所在は太田町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積は〇〇〇〇平方メートル1筆です。新規の使用貸借権の設定です。貸付人は大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん39歳です。貸付人と借受人の関係は親子ですが、別世帯のため借受人の経営面積はありません。

申請理由といたしまして、〇〇〇〇さんは現在、東部新規就農者研修施設で研修しており、令和7年度から経営開始資金の給付を受けて新規就農予定です。営農するにあたり父の所有する農地を使用貸借契約するもので、設定期間は10年です。当該農地には、パイプハウスを建築し、ヒマワリとストックを作付けする計画です。

事務局長

議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました4件のほかに有償所有権移転2件、 賃貸借権設定の新規3件、使用貸借権設定の新規1件、更新2件がございます。12ページ、 13ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しない 旨記載したもので結果許可要件を満たしていると考えております。よろしくご審議の上、ご決 定賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

質疑無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、議案第2号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを 議題とします。

事務局長

議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改 訂に伴い改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積 計画の決定について意見を求める

> 令和7年2月7日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

議案第2号、案件13番を議題とします。本案件は〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、 会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参与

この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに 賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

議案第2号 案件14番、15番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係 議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参 与

これらの案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに 賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

議案第2号 案件16番、17番を議題とします。本案件は、○○番、○○○○委員の関係 議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参 与

耕作する方に打診し、一部は新たな耕作者と賃貸借契約することとなりました。当該農地は、 農業機械の出入りが不便な場所や合作地であるために、次に耕作してくれる方が見つからなかったため、○○○○が引き続き耕作することとなったものです。

これらの案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに 賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。○○番、○○委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

議案第2号、案件18番を議題とします。本案件は、○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参 与

この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに 賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。○○番、○○委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

議案第2号、案件19番、20番を議題とします。本案件は、○○番、○○○○委員の関係 議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参与

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに 賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

議案第2号、案件21番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参与

23ページ、21番をご説明いたします。利用権を設定する農地は上野田〇〇〇〇〇〇番、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、1筆です。新規の利用権設定です。利用権を設定する方は大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん41歳です。利用権の設定を受ける方は大仙市〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん70歳です。設定期間は、他の契約と終期を合わせるため9年3ケ月、10アール当たり賃借料は〇〇〇〇〇円となっております。

申出理由といたしまして、○○○○○さんは労力不足により自分で耕作が難しく、他の農地を契約している○○○○委員に相談をし、○○委員が借り受けに応じてくれたものです。

この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに 賛成の方は挙手をお願いします。

#### (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

議案第2号、案件22番、23番を議題とします。本案件は、○○番、○○○○委員の関係 議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参 与

申出理由といたしまして、当該農地は農地中間管理機構をとおして○○○○さんの妻の亡父親と契約しておりましたが、契約期間満了に伴い相続予定者の○○○○さんと農業経営基盤強化促進法の利用権設定契約に切り替えるものです。

これらの案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている ものと考えられます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに 賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。○○番、○○委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

次に、議案第2号の案件1番から12番、24番から131番までを議題とします。事務局の説明を求めます。

参 与

34ページ、45番をご説明いたします。利用権を設定する農地は北楢岡○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル外、田3筆、計4筆、合計面積○○○○平方メート

参 与

参 与

申出理由といたしまして、当該農地はこれまで〇〇さんの父親が耕作しておりましたが、高齢になったことから経営を息子に移譲したいという意向により、契約期間の満了に伴い新たに〇〇さんが借り受けるものです。なお、賃借料が低く設定されておりますが、当該農地は不整形かつ水利条件が悪いことから前回もこの契約内容となっており、それを引き継いで新規契約するものです。

事務局長

その他の案件についてご説明させていただきます。議案第2号につきましては、ただいま説明いたしました3件のほかに、所有権移転12件、賃貸借権設定の新規46件、更新59件がございます。今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き10アール当たり田で〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。次に賃貸借権設定における田の賃借料の金額でありますが、説明案件を除き10アール当たり〇〇〇〇円から〇〇〇〇円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに 賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。 議案の審議中ですが、ここで暫時休憩します。

(午前10時52分 休憩)

議長

休憩以前に引き続き会議を再開します。 (午前11時00分 再開) 次に、議案第3号の農用地利用集積等促進計画案の承認についてを議題とします。

事務局長

議案第3号、農用地利用集積等促進計画案の承認について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、及び第19条の規定による農用地利用集積 等促進計画案について意見を求める

### 令和7年2月7日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

議案第3号、案件1番から3番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参与

申出理由として、1番は高齢による規模縮小のため、2番は当該農地が圃場整備にかかるの を機に法人に集約するため、3番は契約期間の満了に伴う再設定です。

これらの案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに 賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。○○番、○○委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

議案第3号、案件4番、5番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参 与

88ページ4番から89ページの5番について、関連がありますので一括でご説明いたします。利用権を設定する農地は、藤木〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル外、田14筆、計15筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。農地中間管理機構を活用した利用権の再設定です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん75歳、外1名です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん62歳です。設定期間は10

年、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇万円です。

これらの案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに 賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。○○番、○○委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

議案第3号、案件6番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、 会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参与

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに 賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。○○番、○○委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

議案第3号、案件7番は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案ですが、〇〇委員は本日欠席しておりますので、個別の審議は省略いたします。

議長

議案第3号、案件8番から32番を議題とします。本案件は、○○番、○○○○委員の関係 議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。(○○委員 退席) 議長

事務局の説明を求めます。

参与

この案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに 賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

次に、議案第3号の案件33番から162番までを議題とします。事務局の説明を求めます。

参 与

申出理由として、現在、強化法で結んでいる契約を期間満了を機に中間管理事業に切り替えるものです。

参 与

続いて126ページの76番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、四ツ屋〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル外、田3筆、計4筆、合計面積〇〇〇〇千方メートルです。農地中間管理機構を活用した利用権の再設定です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん85歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん75歳です。設定期間は10年、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇円から〇〇〇〇円です。この金額については、契約者双方の協議により総額〇〇〇〇〇〇円の賃借料にしたいという希望があり、それに基づいて計算したものです。

参与

176ページ155番から180ページ162番を一括でご説明いたします。農地の所在は、

事務局長

その他の案件についてご説明させていただきます。議案第3号につきましては、ただいま説明いたしました10件のほかに、賃貸借権設定の新規70件、再設定51件がございます。今回の賃貸借権設定における田の賃借料の金額でありますが、説明案件を除き、10アール当たり〇〇〇〇円から〇〇〇〇円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号に該当するものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに 賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。

事務局長

報告第1号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

> 令和7年2月7日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

事務局より報告願います。

参 与

議案書の181ページをご覧ください。西仙北地域の〇〇〇〇〇から報告がありました。報告書の内容につきましては、182ページから185ページに掲載のとおりとなります。報告書の内容を確認したところ、農地所有適格法人の要件を満たしているものと判断いたしました。

議長

以上報告といたします。

議長

これで本日の日程は全て終了いたしました。その他、事務局から何かございませんか。

事務局

その他

- (1) 大仙アカデミーについて
- (2) 農業者年金加入推進活動打ち合わせ会について
- (3) 令和7年度 大仙市農業委員会総会関連日程表 (予定) について
- (4) 各専門委員会の開催について

議長

委員の皆さんから何かありませんか。

無いようですので、以上をもちまして、第21回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。 本日は、ご苦労様でした。 (午前11時23分 閉会) 会議規則第31条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年2月7日

会長職務代理者		鈴木	正雄	
委	員	佐藤	洋悦	
委	員	田村	誠市	